

# よくある質問 Q&A

ブレンド米を利用していますが、京都府産が少しでも入っていれば良いのですか？

ブレンド米でも、京都府産が50%以上使用されていれば、京都府産米とみなします。

給食で使う野菜は、伝統野菜だけが対象となるのですか？

伝統野菜やブランド京野菜に限らず、京都府産の野菜全てを対象としています。

豆腐やお茶などの加工品も利用回数にカウントできるのですか？

加工品はカウントできません。カウントできるのは、米や野菜、果実、豆類の農産物です。

1日3食のすべての食事に京都府産を利用しないと、1日分としてカウントできないのですか？

1日の食事のうち、京都府産の農産物を1食材でも利用していただければ、1日分としてカウントします。なお、1食材を1日3食利用した場合は3日ではなく1日分のカウントとなります。

計画と実績が違っていても良いのですか？

違っていてもかまいません。ただし、認定を受けるには、実績で基準を満たしている必要があります。

京都府産農産物の産地や食文化の情報の発信資料の写しとは、どのようなものですか？

例えば、給食だよりや施設の広報誌で、食材の産地や生産者を紹介したり、献立にまつわる季節の行事などを紹介したりしたものを想定しています。

3年ごとに実績を提出とありますが、新規認定または更新認定された年から数えますか？また、いつの実績を提出しますか？

例えば令和6年度認定施設・更新施設では、その年度から3年後、つまり、令和9年4月に前年度実績（令和8年4月～令和9年3月）を提出します。  
※更新しようとする年度の直近1年分の実績を提出することとなります。

## 申請・問い合わせ先

京都府農林水産部 流通・ブランド戦略課 ブランド戦略係  
(電話) 075-414-4971  
(メール) ryutsu-brand@pref.kyoto.lg.jp  
(住所) 〒602-8570  
京都市上京区下立売通新町西入藪之内町

- 申請書類は「たんとおあがり」新規申請/更新申請の件名をつけてメールでお送りください。
- 原則、電子データ等による提出としますが、これが難しい場合には、郵送も可とします。  
(郵送の場合の申請期限は4月14日(日) ※当日消印有効)

# たんとおあがり 京都府産

## 令和6年度新規施設を募集します

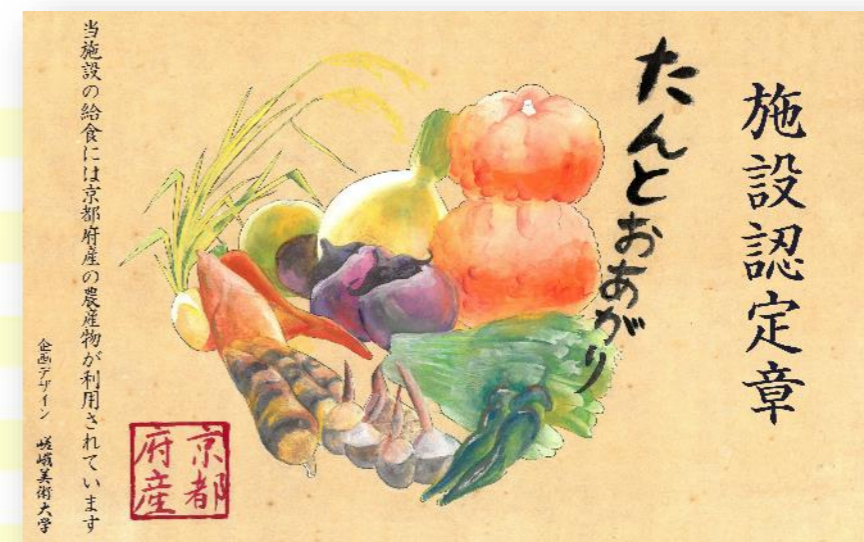
対象施設

- ◆病院、高齢者に係る福祉施設及び保健施設
- ◆社員食堂を有する企業等
- ◆大学・専門学校の食堂
- ◆幼稚園・保育所等

地産地消の施設認定を受けて、SDGsへの取り組みをアピールしませんか

申請期間

令和6年3月27日(水) ~ 4月14日(日)



認定施設には、認定章を交付します。(丹後ちりめん、京都府産ヒノキを使用)

京都府

# 認定の流れ



新規申請ではその年の4月から翌年3月までの1年間の計画を提出していただきます。  
その後、前期実績（4月～9月）の提出により認定された施設には認定章を交付し、後に、後期実績（10月～翌年3月）も提出いただきます。  
初年度の認定後は3年ごとに実績を審査し、認定要件を満たす施設に認定章の継続利用を承認します。

1年目  
2年目  
4年目

4月

## 新規申請

1年分（4月～翌年3月）

- 様式1-1 京都府産米・野菜利用計画及び情報発信計画書
- 様式2 計画書送付状

10月

## 前期実績

半年分（4月～9月）

- 様式1-2 京都府産米・野菜利用実績及び情報発信実績報告書
- 様式3 実績報告書送付状
- 様式4 京都府産米利用日実績一覧表
- 情報発信資料・参考様式（又はメニューや献立表）

### 【認定決定通知・認定章の交付】

4月

## 後期実績

半年分（10月～翌年3月）

- 様式1-2 京都府産米・野菜利用実績及び情報発信実績報告書
- 様式3 実績報告書送付状
- 様式4 京都府産米利用日実績一覧表
- 情報発信資料・参考様式（又はメニューや献立表）

### 【継続認定通知】

認定から3年後に  
前年度の実績を提出

4月

## 継続申請

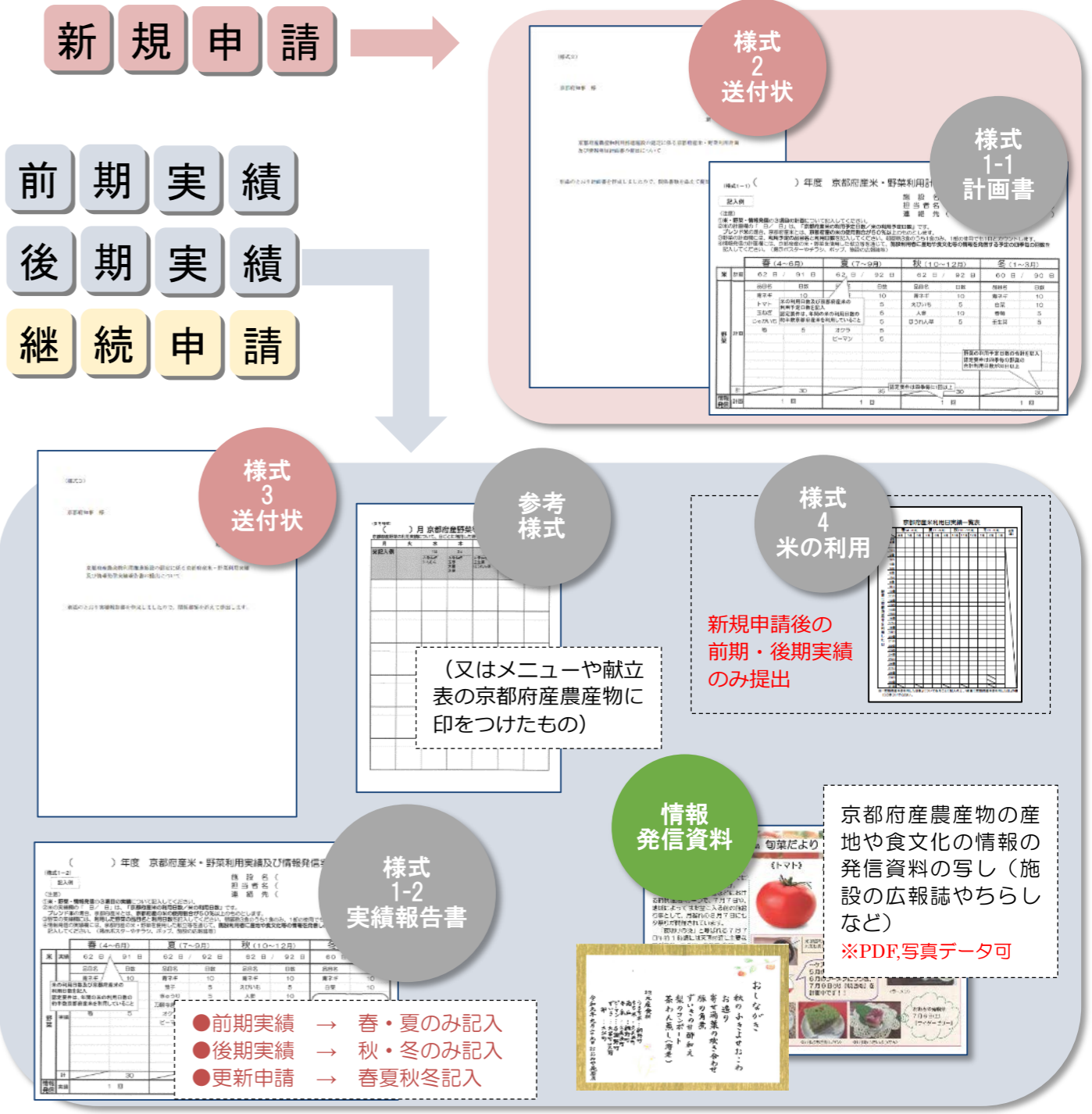
前年1年分（4月～翌年3月）

- 様式1-2 京都府産米・野菜利用実績及び情報発信実績報告書
- 様式3 実績報告書送付状
- 情報発信資料・参考様式（又はメニューや献立表）  
（様式4は省略します）

### 【継続認定通知】

以後、更新から  
3年毎に前年度の実績を提出

様式は京都府ホームページでダウンロードできます。  
下記URLもしくは「たんとおあがり 京都府産」で検索してください。  
▶ <https://www.pref.kyoto.jp/tisantisho/1165913652332.html>



## 審査基準

- ◆**野菜の利用**  
京都府産野菜を四季毎に30日以上利用（果実・豆類を含みます）
- ◆**米の利用**  
京都府産米を年間利用日数の概ね50%以上利用（京都府産米を50%以上含むブレンド米も可）
- ◆**情報の発信**  
施設利用者に、京都府産の米・野菜等に関する産地又は京都の食文化に係る情報を、四季毎に1回以上発信

- 少量の使用でも利用日数としてカウントできます
- 納入業者さんに前もって京都府産と指定しておけば利用日数を重点にチェックするだけ
- メニューに「今日のほうれん草は〇〇市産！」などの記載でOKです